

大阪市条例第37号

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大阪市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表（第2条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[別表 別紙 1]

区分	報酬
[同左]	
投票所又は共通投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u> ただし、職務時間内に交替する場合にあつては、日額<u>12,800円</u>を超えない範囲内において市規則で定める額
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>（期日前投票所で、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたもの（以下「特定期日前投票所」という。）の投票管理者にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、<u>983円</u>を加算した額） ただし、職務時間内に交替する場合にあつては、日額<u>11,300円</u>（特定期日前投票所の投票管理者にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、<u>983円</u>を加算した額）を超えない範囲内において市規則で定める額
開票管理者及び選挙長	日額 <u>10,800円</u>
投票所又は共通投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額<u>10,900円</u>を超えない範囲内において市規則で定める額
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u>（特定期日前投票所の投票立会人にあつては、当該金額に、投票を行わせ

	る日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間 1 時間につき、<u>835円</u>を加算した額) ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額<u>9,600円</u> (特定期日前投票所の投票立会人にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間 1 時間につき、<u>835円</u>を加算した額) を超えない範囲内において市規則で定める額
開票立会人及び選挙立会人	日額 <u>8,900円</u>

[備考 同左]

[別表 別紙2]

区分	報酬
[略]	
投票所又は共通投票所の投票管理者	日額 <u>14,500円</u> ただし、職務時間内に交替する場合にあつては、日額<u>14,500円</u>を超えない範囲内において市規則で定める額
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>（期日前投票所で、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたもの（以下「特定期日前投票所」という。）の投票管理者にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、<u>1,113円</u>を加算した額） ただし、職務時間内に交替する場合にあつては、日額<u>12,800円</u>（特定期日前投票所の投票管理者にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、<u>1,113円</u>を加算した額）を超えない範囲内において市規則で定める額
開票管理者及び選挙長	日額 <u>12,200円</u>
投票所又は共通投票所の投票立会人	日額 <u>12,400円</u> ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額<u>12,400円</u>を超えない範囲内において市規則で定める額
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u>（特定期日前投票所の投票立

	会人にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間 1 時間につき、<u>948円</u>を加算した額) ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額<u>10,900円</u>（特定期日前投票所の投票立会人にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間 1 時間につき、<u>948円</u>を加算した額）を超えない範囲内において市規則で定める額
開票立会人及び選挙立会人	日額 <u>10,100円</u>

[備考 略]